

市第39号議案

横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金及び当該基金
事業に関する評価委員会条例の制定

横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金及び当該基金事業に関する評価委員会条例を次のように定める。

平成25年9月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金及び当該基金
事業に関する評価委員会条例

（目的及び設置）

第1条 再生可能エネルギー等の導入の拡大によりエネルギーの自立化及び分散化を図り、地球温暖化対策及び災害に強いまちづくりを推進するため、横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金（以下「基金」という。）を設置するとともに、市長の附属機関として横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金事業に関する評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、その設置の目的を達成するため必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(所掌事務)

第 7 条 委員会は、市長の諮問に応じて、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議し、及び評価する。

- (1) 横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金事業の計画及び実績に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 8 条 委員会は、委員 4 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第 9 条 委員の任期は、市長が任命した日から平成 28 年 5 月 31 日までとする。

(委員長)

第 10 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、温暖化対策統括本部において処理する。

(その他運営に関する事項)

第13条 第7条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を歳入歳

出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

提 案 理 由

再生可能エネルギー等の導入の拡大によりエネルギーの自立化及び分散化を図り、地球温暖化対策及び災害に強いまちづくりを推進するため、横浜市再生可能エネルギー等導入推進基金及び当該基金事業に関する評価委員会条例を制定したいので提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 （第 1 項及び第 2 項省略）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

（基金）

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、そ

れぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

(第 5 項及び第 6 項省略)

- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 8 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。